



事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県トラック協会  
専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
交通・環境部長 萩原正吾

## コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記につきまして、環境省自然環境局長より国土交通省総合政策局長宛に通達が発出されました。

昨年6月に国内で初めてヒアリが確認されて以降、現在までに12都府県で26事例が確認され、国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港または経由したコンテナに由来するものでした。

通達では、今後、春先からヒアリの活動が活発化すると考えられるため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等の対策が示されています。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解のうえ、特に国際海上コンテナ輸送を行う傘下会員事業者に対し、環境省通達の別添に記載されている対策について可能な範囲で対応いただきますよう、周知徹底方をお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 萩原  
電話 03-3354-1045 FAX 03-3354-1019

事 務 連 絡  
平成30年3月29日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局貨物課

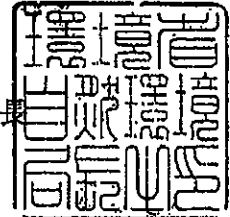
コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る傘下事業者への協力依頼について

今後、春先からヒアリの活動が活発化すると考えられることから、本日、環境省より文書にてコンテナへのヒアリの侵入防止等について協力依頼がありましたので、貴協会におかれては傘下事業者に対して、速やかに周知を図られるようお願いいたします。

環自野発第 1803293 号  
平成 30 年 3 月 29 日

国土交通省 総合政策局長 殿

環境省自然環境局長



コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、昨年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 12 都府県で 26 事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

ヒアリは攻撃性が強く、刺されるとアナフィラキシー症状を引き起こした場合には、死亡する可能性もあり、日本に定着すれば、人の健康や農業等へ甚大な影響が及ぶこと、また、在来生物を集団で攻撃し捕食すること等により生態系への影響を及ぼす可能性があることから、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。

このため、コンテナが輸入された港湾や配送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、外来生物法によりコンテナや荷物の移動は認められないため、また、上述のとおり、人の健康へ影響がありうることから、事業リスクにもなります。

今後春先からヒアリの活動も活発化すると考えられるため、貴省庁が監督するヒアリ生息地からの輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため別添の内容について協力いただくよう、依頼願います。